F 0 · 8 · 1 令和 2 年 1 2 月 2 5 日

請求人 外139名 様

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋本愼一

同 久保田 浩 孝

同 大槻和弘

相模原市職員措置請求について(通知)

令和2年11月20日付けの相模原市職員措置請求(以下「本件請求」という。) については、次のとおり却下したので通知します。

1 請求の要旨

相模原市長本村賢太郎は、相模原市中央区相模原1-10-13-201所在の特定非営利活動法人みどりのお医者さん代表(理事長)の神田多と、業務委託を令和元年6月28日に契約した。業務委託の名称は、令和元年度保存樹木診断業務委託というものである。契約期間は、令和元年6月28日から令和2年3月31日までとすると記載されている。契約単価は、指定前診断が1本につき36,000円、樹木健康診断が1本につき36,000円であり、17本の樹木について契約している。複数樹木の指定前診断並びに健康診断は2本目が28,000円である。担当の水みどり環境課によれば受注者は月ごとに業務委託料を市に請求

し、30日以内に指定金融機関において支払うという形をとってきたとのことである。同契約書によれば、令和元年6~9月分として樹木健康診断が2本計上され、合計額は72,000円である。

JR橋本駅前の旧神奈川県立相原高校跡地に生育するクスノキは、平成20年10月1日付けで相模原市の保存樹木に指定され、195番の指定番号がついてきた。前記業務委託契約により、特定非営利活動法人みどりのお医者さんが令和元年7月21日に、当該クスノキの樹木健康診断をおこなった。結果は、「樹勢衰退が著しく、根株の被害も進行傾向である。保全のためには、早期の枯れ枝剪定と土壌改良による樹勢回復措置の実施が必要である。」というものであった。

相模原市の前記クスノキに対する保存樹木の指定期間は、令和2年3月31日までであった。これだけの期間がありながら、前記樹木健康診断で「早期の樹勢回復措置の実施が必要」とされながら、相模原市長は同クスノキの保全に対し支援を一切講じることなく放置したものである。このことは、行政の不作為に該当する。相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例(令和元年10月1日・条例第26号、旧相模原市緑化条例・昭和47年・条例第29号)の第14条は「市長は保存樹林等の保全に関し…その所有者に対し…支援を行う。」と定めている。同条例施行規則(令和2年2月10日・規則第4号、昭和47年旧規則第41号)の第8条1項(4)にうたう「保存樹木健康診断を受けた結果、必要とされた樹木治療、剪定等の保存樹木の維持管理に要する費用の2分の1の額…の交付」を市長は執行せずに放置した。

相模原市長と旧神奈川県立相原高校校長との「保存樹木指定協定書」(平成29年4月1日付け)にも、「必要と認められる治療・剪定行為について、財政的支援を行う。」と明記されている。樹木治療を前提とした樹木健康診断に公金を遣いながらその後の治療をおこなわなかったことは、地方自治法第242条の1に定めた「違法もしくは不当な公金の支出」に前記診断費用が該当するものと考える。よって相模原市長に前記業務委託契約費総額617,120円のうち当該クスノキの樹木診断にかかった費用の返還を請求する。なお、請求者は、相模原市情報公開条例により、公文書公開請求を令和2年10月14日付けでおこない、同年10月22日に前記業務委託契約書の開示決定通知を得た。よって契約の事実を知ったのはこの日であり、地方自治法第242条の2が定める正当の理由をもって本件措置請求が提起できると考える。

(請求の要旨は、原文のまま記載した。)

2 却下した理由

(1)地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるとするものであるが、法的安定性を確保する見地から、法第242条第2項において、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることはできない」と定めている。

ところで、本件請求は、本市が行った樹木診断に要した費用の支払(以下「本件支出行為」という。)が、その後の樹木治療が行われなかったことをもって違法・不当なものであるとして、これを監査請求の対象とするものであるが、令和元年8月30日付けで起票された令和元年度保存樹木診断業務委託費(7月分)の支出命令書によれば、本件支出行為は、遅くとも同年9月13日までになされたものであることが認められる。

したがって、本件請求は、監査請求の対象となる財務会計上の行為があった 日から1年を経過してなされたものであり、監査請求期間を徒過しているもの というべきである。

(2)もっとも、当該行為が住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過して明らかになった場合まで、住民の監査請求を制限することが相当でないことはいうまでもないことから、法第242条第2項ただし書で、「正当な理由」があるときは、例外として、当該行為の終わった日から1年を経過した後であっても、住民監査請求をすることができるものと定めている。

その上で、こうした法の趣旨に鑑み、「正当な理由」の有無は、特段の事情がない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解されるときから相当な期間内に住民監査請求をしたかどうかによって判断すべきである(最高裁昭和63年4月22日判決)。また、「住民が相当の注意力をもってする調査」とは、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を

払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧できる情報等については、それが閲覧等をすることができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて知ることができるものというべきである(東京高裁平成19年2月14日判決)。

これを本件請求についてみると、請求人は、本市に対し本件支出行為に係る情報公開請求を令和2年10月14日付けで行い、同月22日に開示決定通知を得たことをもって、本件支出行為の存在及び内容を知り得たとするが、請求人は、令和元年9月には情報公開請求等の手段を用いることにより本件支出行為があったことを知り得たものであり、さらに、当該クスノキの保存樹木指定期間が満了する令和2年3月31日の翌日までには、保存樹木指定期間内に当該クスノキの樹木治療が実施されなかったことを知り得たものであるから、結局、請求人は、令和2年4月1日には、本件支出行為に違法又は不当な点があると考えて監査請求をするに足りる程度に本件支出行為の存在及び内容を知ることができたものと解される。

したがって、請求人が本件支出行為のあった日から1年を経過して本件請求をすることについて、法第242条第2項ただし書にいう「正当な理由」があるとは認められない。

(3)以上のとおり、本件請求は、監査請求の期間を徒過したものというべきであり、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備しておらず、適 法な請求とは認められないため、これを却下すべきものと判断した。

以上